

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	--------	-----	-----

平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の付表（六）の記載の仕方

1 この付表（六）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の12の3第1項《特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の15の4第1項《特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、経営改善設備の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した経営改善設備については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 この付表（六）は、まず、(15)欄から(25)欄までの各欄を記載し、次いで、(1)欄から(14)欄までの各欄を記載します。

3 「事業の種類1」には、経営改善設備を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「経営改善設備の種類2」は、その経営改善設備が「器具備品」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかに応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。

5 「取得価額8」には、経営改善設備の取得価額を記載します。

ただし、その経営改善設備につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

なお、次の減価償却資産にあつては、その区分に応じ、それぞれ次のものは、この制度の適用はありませんので注意してください。

(1) 器具及び備品…1台又は1基の取得価額が30万円未満のもの

(2) 建物附属設備…一の建物附属設備の取得価額が60万円未満のもの

6 「償却・準備金方式の区分11」は、その経営改善設備につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

7 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称12」には、法人が経営の改善に関する指導及び助言（以下「指導及び助言」といいます。）を受けた措置法第42条の12の3第1項に規定する認定経営革新等支援機関等（以下「認定経営革新等支援機関等」といいます。）の名称を記載します。

(2) 「認定経営革新等支援機関等から経営の改善に関する指導及び助言を受けた年月日13」には、認定経営革新等支援機関等から指導及び助言を受けた年月日を記載します。

なお、措置法第42条の12の3第1項又は第68条の15の4第1項に規定する経営改善指導助言書類の写しの添付がない場合には、措置法第42条の12の3又は第68条の15の4の規定の適用はありませんから注意してください。

(3) 「その他参考となる事項14」には、その経営改善設備が対象資産に該当する旨等参考となる事項を記載してください。

8 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その経営改善設備の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。

(1) 「保有割合18」が50%以上となる場合又は「保有割合20」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、措置法第42条の12の3第1項又は第68条の15の4第1項の規定の適用はありませんから注意してください。

(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細21～24」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますから、注意してください。

なお、措置法第42条の12の3第1項に規定する認定経営革新等支援機関等については、措置法第42条の12の3第1項（又は第68条の15の4第1項）の規定の適用はありませんので注意してください。